

令和5年度第2回朝霞市住居表示整備審議会

次 第

日時：令和5年10月4日（水）

午前10時から正午まで

場所：朝霞市役所別館5階・大会議室（手前）

1 開 会

2 議 題

- （1）住居表示実施に関する意見について
- （2）答申案について
- （3）その他

3 閉 会

「第1回朝霞市住居表示整備審議会」での主なご意見（要旨）

《町割及び町名について（諮問）》

【意見1】

「あずま」という名称は、周辺の方や土地所有者などにとっては馴染みがあるので、「あずま一丁目・二丁目」という新町名が良いのではないかと。

【意見2】

整備区域内に町内会の会員がいるため、根岸台三丁目が良いのではないかと。また、区画道路1号から外環に出た2号バイパス手前の道路の南東側を根岸台八丁目にして、カインズとの並びを根岸台三丁目とし、将来的に九小周辺地域は面積を考慮し、歩道橋を境に根岸台九丁目にしても良いのではないかと。

【意見3】

ゴンボウジ坂の五差路の交差点は根岸台三丁目と四丁目、八丁目が入り組んでいるので、区切り良く分ければわかりやすいと思う。

【意見4】

将来的には九小も追加して区画割りが考えられるので、あずま南地区だけではなく、周辺地区も考慮して一体的に区切り良い形で町名を考えたらどうか。

【意見5】

当初、九小側を含めて一体的に区画整理を行う予定であったが、積水化学工業跡地の開発の絡みなどもあり、あずま南地区を先行した経緯がある。地権者からは、九小側も区画整理を進めてほしい旨の意見が多くあり、今回の町名が九小側にも引き継がれていくものと思う。

【意見6】

地権者の歴史的な背景や地元町内会は馴染み深いですが、一方でこの辺りは新しい住宅も増えてきており、地元ではない方にすれば、根岸と台だから根岸台というとなじみのある印象がある。九小の周辺については、将来的に考えれば良いと思う。

【意見7】

現地はカインズホームの前の道路との高低差を感じた。周囲の字名に台という地名が使われていることやカインズとの連続性を考えると、根岸台という町名もあると思う。根岸台三丁目と八丁目の案は、境になる道路の整備状況を踏まえると、そこで町名を分けずに根岸台三丁目で一体とすることが望ましいのではないかと。

住居表示整備に関する説明会実施報告

朝霞市あずま南地区土地区画整理組合の第5回総会において、組合員へ住居表示整備に関する説明を行いました。

※住居表示に関する法律第3条第4項

市町村は住居表示を実施するに当たっては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない。

- ・ 日 時 令和5年8月30日（水）午後6時1分から午後6時10分
- ・ 場 所 根岸台市民センター・東町内会館2階
- ・ 会 議 名 朝霞市あずま南地区土地区画整理組合第5回総会
- ・ 対 象 者 住民、地権者、法人 89名
- ・ 参 加 者 23名
- ・ 説 明 内 容
 - ・ 住居表示制度等について
 - ・ 住居表示実施後の手続きについて
 - ・ 現地調査へのご協力のお願いについて
- ・ 配 布 資 料 別紙「あずま南地区（大字根岸及び大字台の各一部）住居表示整備のお知らせ」のとおり
- ・ 意 見 ・ 質 問 総会中、住居表示に関する意見や質問等はありませんでした。また、総会終了後これまでに意見や質問等も特にありません。

あずま南地区（大字根岸及び大字台の各一部）

住居表示整備のお知らせ

【目次】

1. 住居表示制度とは
2. 住居表示の方法（街区方式）
3. 新しい住所の表し方
4. これまでの経過
5. 今後の予定
6. 住所変更の手続き
 - 【ご自身で住所変更手続きが必要な主なもの】
 - 《自動車関係》
 - 《登記関係》
 - 《健康保険》
 - 《福祉関係》
 - 《その他》
 - 【市役所等で住所変更を行う主なもの】
 - 《官公署（市役所等）で保管している各種台帳》
 - 《受給資格証・保険証等》
 - 《年金関係》
7. 最後に

朝霞市 市民環境部 総合窓口課

令和5年8月30日（水）

1. 住居表示制度とは

住居表示を実施していない地域は、土地の表示方法である地番を住所として使用していますが、土地の分筆や合筆等により、地番が入り組んでいたり、飛び地番ができるなど、複雑になっている場合があります。

そこで、住所の表示をある一定の方法で、土地の地番とは別に住居番号を定め、これを住所として用いていくことを住居表示制度といいます。

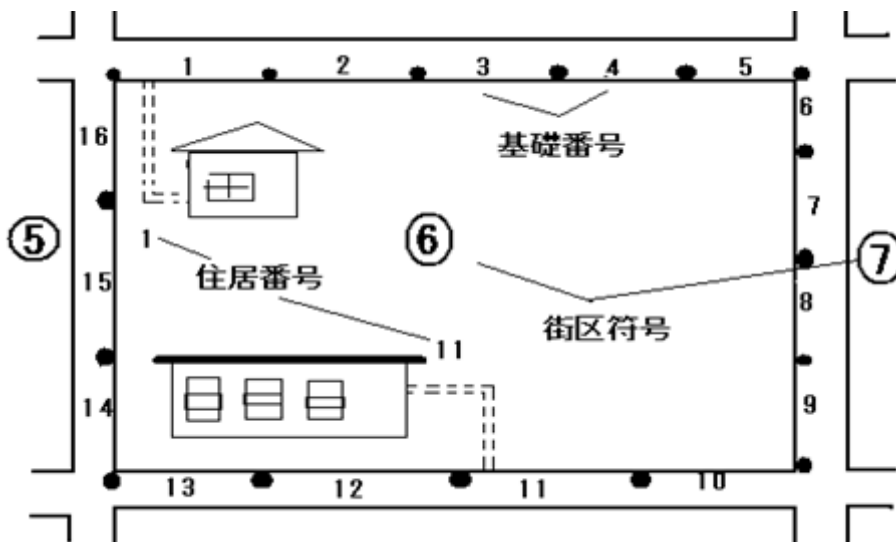
【根拠法令】 「住居表示に関する法律」
「朝霞市住居表示に関する条例」

2. 住居表示の方法（街区方式）

町の区域を道路や河川、水路などで街区を区画し、番号（街区符号）を付けます。

街区の外周を約10メートル間隔で区切り、最も市の中心部に近い街区の角を起点として右回りに順番に基礎番号を付けて、建物の主たる入口に接する基礎番号をその建物の住居番号として付けます。

このように、一定の基準により建物ごとに住居番号を付ける方法を街区方式と言います。



3. 新しい住所の表し方

住居表示実施後の新しい住所は、「町名」、「街区符号」、「住居番号」を用いて表します。

(例)

・旧住所（住居表示実施前） 朝霞市大字根岸 1 2 3 4 番地 5

・新住所（住居表示実施後） 朝霞市●●町▲丁目 ■番 ◆号
(町名) (街区符号) (住居番号)

4. これまでの経過

令和4年9月20日に、あずま南地区（大字根岸及び大字台の各一部）が市街化区域に編入されたことを受け、令和5年3月の市議会定例会において、この地区を「市街地」と定め、街区方式で住居表示を実施することが承認されました。

令和5年7月6日、第1回朝霞市住居表示整備審議会を開催し、「町割り及び町名」について審議しています。

5. 今後の予定

令和5年10月、第2回朝霞市住居表示整備審議会を開催し、あずま南地区における「町割り及び町名」について定めていく予定です。

その後、「町割り及び町名」の変更案を公示し、市議会の承認や国・県の手続き及び関係者等への周知や啓発を経て、令和6年度末までに住居表示を実施します。

6. 住所変更の手続き

住所表示の実施に伴い、住民基本台帳、印鑑登録原簿、選挙人名簿などの住所欄、戸籍簿の本籍欄、土地・建物登記簿の表題部の所在欄などは、市役所や法務局で職権にて修正する手続きと、みなさまご自身で住所の変更をしていただく手続きがあります。

次頁以降をご参照ください。

なお、手続きの詳細につきましては、住居表示決定後（令和6年度中）にお知らせします。

【ご自身で住所変更手続きが必要な主なもの】

《自動車関係》

- ・ 運転免許証
- ・ 自動車及び軽自動車の所有者・使用者
- ・ 自動二輪（125ccを超え）の所有者・使用者
- ・ 任意保険

《登記関係》

- ・ 土地・建物等の不動産登記の所有者
- ・ 法人登記簿にかかる法人の所在地及び登記されている役員

※土地、建物、法人登記の住所変更の登録免許税は、「住居表示変更証明書」を添付することで免除されます。

《健康保険》

- ・ 加入している各種健康保険組合等

《福祉関係》

- ・ 身体障害者手帳等の住所
- ・ 自立支援医療受給者証

《その他》

- ・ マイナンバーカード（個人番号カード）の券面
- ・ 外国人市民の各種登録住所（在留カード、特別永住者証明書等）
- ・ パスポートの住所（ご自身で住所欄を訂正）
- ・ その他
（携帯電話、インターネット回線、生命保険会社、金融機関、証券会社、勤務先、各種免許証及び許可証、各種会員登録先）など

【市役所等で住所変更を行う主なもの】

《官公署（市役所等）で保管している各種台帳》

- ・ 住民基本台帳（住民票）
- ・ 印鑑登録原票（印鑑登録証明書）
- ・ 戸籍、戸籍の附票
- ・ 市県民税課税台帳（事業者登録台帳を含む）
- ・ 選挙人名簿
- ・ 固定資産台帳
- ・ 原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車の所有者の登録簿
- ・ 小中学校児童生徒学齢簿（※各学校には連絡が必要）
- ・ 不動産登記の表題部の所在欄

《受給資格証・保険証等》

- ・ こども医療費受給資格証
- ・ ひとり親家庭等医療費受給者証
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 後期高齢者医療被保険者証
- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 重度心身障害者医療費受給者証

《年金関係》

- ・ 国民年金・厚生年金受給権者
- ・ 国民年金第1号被保険者（自営業・学生等）
- ・ 国民年金第3号被保険者（会社員、公務員に扶養されている配偶者）
- ・ 厚生年金被保険者

7. 最後に

あずま南地区の住居表示の実施につきましては、住居表示整備審議会やお住まいの方からご意見をいただくとともに、市議会の承認を得るなどして、令和6年度中の実施に向け、引き続き準備を進めていきます。

また、実施にあたり、「地域住民の利便性の向上」が第一であり、地域のみなさまの合意形成が不可欠です。何卒ご理解とご協力をお願いします。

※現地調査へのご協力のお願い

住居表示の整備に伴い、区域内にお住まいの方や法人の方を対象に次のとおり調査を行います。

- ・調査員：公共地研株式会社社員（朝霞市の業務委託の受託者）
- ・調査時：調査員証及び腕章を携行
- ・調査日：令和5年10月以降予定
- ・調査内容：現況の世帯及び事業所の状況などの聞き取り調査
- ・調査対象：区域内の住民及び法人

朝霞市役所

市民環境部 総合窓口課

電話番号：048-463-1111（代表）

048-463-2609（直通）

F A X：048-460-1121

e-mail：sogo_madoguti@city.asaka.lg.jp

答 申 案

《諮問第1号：「町割及び町名について」（令和5年7月6日）》

【答申案1】 全域を「根岸台三丁目」に編入する

【答申案2】 「根岸台三丁目」と「根岸台八丁目」に編入する

【答申案3】 新たに「根岸台九丁目」とする

【答申案4】 新町名（あずま）とする

【答申案Ⅰ】

～全域を「根岸台三丁目」に編入する～

<案の根拠>

「朝霞市住居表示実施基準要綱」（第3条）に、町の名称の定め方として、「従来の名称に準拠して、歴史上由緒あるもの、親しみの深いものを考慮すること」などが規定されております。

そのような状況に鑑み、あずま南地区は、「大字根岸」、「大字台」という2つの字名の地域となっていることから、「根岸台」という町名であれば、従来の名称に準拠したものと考えられます。

根岸台三丁目に位置する積水化学工業跡地とあずま南地区は、地続きで古くから小字名が同じ「谷中」の地域であり、歴史的に一体的で由緒ある地域であると考えます。

あずま南地区の大半が根岸台三丁目に接しており、根岸台三丁目へ編入することで、地域住民や社会全体にとっても親しみ深く、受け入れやすい町名であるとも考えられます。

また、都市計画上の観点から、あずま南地区は、将来においても積水化学工業跡地周辺と一体となって地域経済の発展と雇用を創出する重点的な地区として土地利用の誘導を図るとされ、積水化学工業跡地の町名と同じ根岸台三丁目とすることで、一体感を持った区域として整備されることが期待できます。

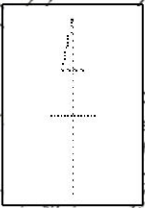
さらに、朝霞市都市計画マスタープランや地区計画では、積水化学工業跡地は、商業地域と住居地域への土地利用の誘導、あずま南地区においては、交通の利便性に優れた立地を生かした工業系の土地利用への誘導の二つの土地利用を一体的に図ることを目指し、「まちづくり重点地区」として位置付けられております。



答申案 1

あずま南地区

根岸台三丁目編入



1 : 3, 000

【答申案2】

～「根岸台三丁目」と「根岸台八丁目」に編入する～

<案の根拠>

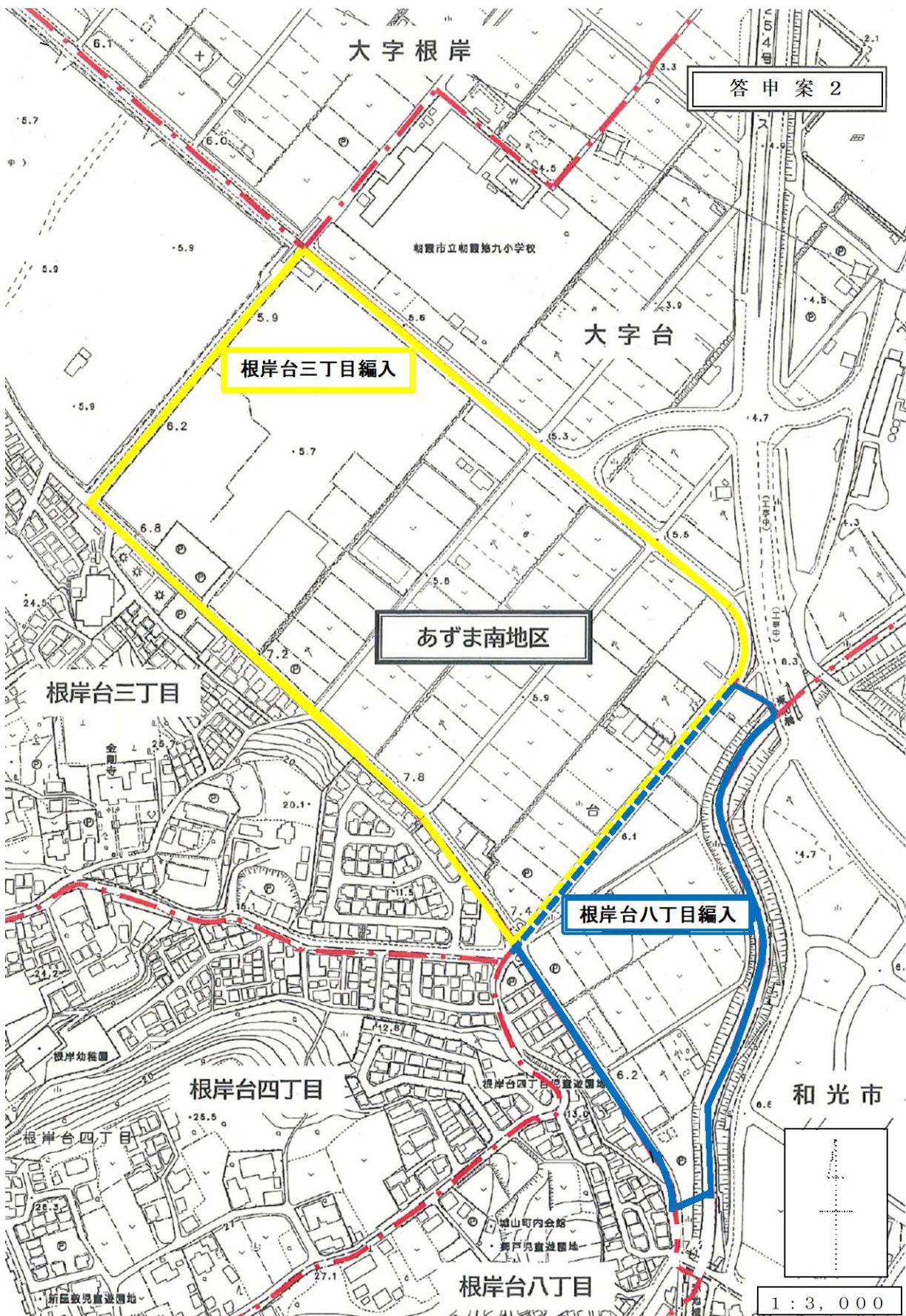
「朝霞市住居表示実施基準要綱」（第3条）に、町の名称の定め方として、「従来の名称に準拠して、歴史上由緒あるもの、親しみの深いものを考慮すること」などが規定されております。

そのような状況に鑑み、あずま南地区は、「大字根岸」、「大字台」という2つの字名の地域となっていることから、「根岸台」という町名であれば、従来の名称に準拠したものと考えられます。

根岸台三丁目に位置する積水化学工業跡地とあずま南地区は、地続きで古くから小字名が同じ「谷中」の地域であり、歴史的に一体的で由緒ある地域であると考えます。

あずま南地区は、「根岸台三丁目」と「根岸台八丁目」に接しており、それぞれの地域に編入することは、地域住民や社会全体にとっても親しみ深く、受け入れやすい町名であると考えます。

また、あずま南地区は、「根岸台三丁目」と「根岸台八丁目」に接している部分が計画道路で切り分けられており、将来、朝霞市立朝霞第九小学校周辺の区画整理が行われ、新たに住居表示を考えるとときにその町名順の連続性も考慮できるものと考えます。



答申案 2

根岸台三丁目編入

あずま南地区

根岸台八丁目編入

1 : 3, 000

【答申案3】

～新たに「根岸台九丁目」とする～

<案の根拠>

「朝霞市住居表示実施基準要綱」（第3条）に、町の名称の定め方として、「従来の名称に準拠して、歴史上由緒あるもの、親しみの深いものを考慮すること」などが規定されております。

そのような状況に鑑み、あずま南地区は、「大字根岸」、「大字台」という2つの字名の地域となっていることから、「根岸台」という町名であれば、従来の名称に準拠したものと考えられます。

根岸台三丁目に位置する積水化学工業跡地とあずま南地区は、地続きで古くから小字名が同じ「谷中」の地域であり、歴史的に一体的で由緒ある地域であると考えます。

現在、根岸台の地域は「八丁目」まで住居表示されており、地域全体のバランスや面積、用途地域等を考慮すると「根岸台九丁目」を付けることにより、新たに区画整理されたイメージとともに、地域住民や社会全体にとっても、受け入れやすい町名であると考えます。

また、将来、朝霞市立朝霞第九小学校周辺の区画整理が行われ、新たに住居表示を考えるとときに、その町名順の連続性も考慮できるものと考えます。



答申案 3

あずま南地区

根岸台九丁目

1 : 3, 000

【答申案4】

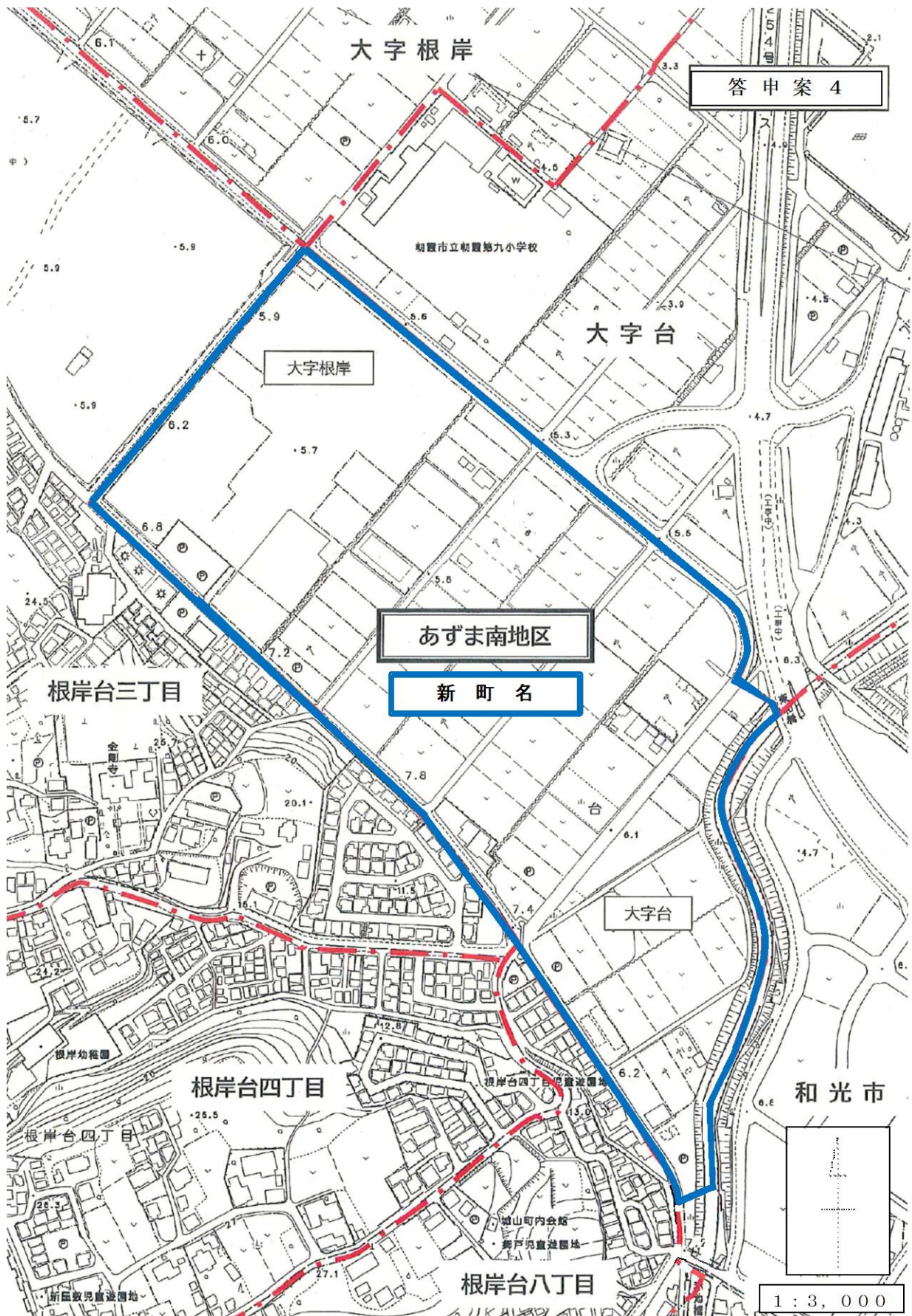
～新町名（あずま）とする～

<案の根拠>

あずま南地区を含む周辺一帯は、過去に「あずま耕地」という土地柄や「あずま水利組合」といった組合が存在したなどの歴史的経緯から、「あずま」という名称は、地元住民や地権者にとって、大変馴染み深く愛着のあるものとなっております。

そのような状況から、新町名（あずま）は、古くから地域に根付いた由緒ある名称であるとともに、歴史的な経緯を背景に町名が定められることで、その由来が将来にわたり認識できるものと考えます。

また、将来、朝霞市立朝霞第九小学校周辺の区画整理が行われ、新たに住居表示を考えるときに、歴史的に由緒ある「新町名（あずま）」が引き継がれることが見込まれます。



大字根岸

答中案 4

朝霞市立朝霞第九小学校

大字台

大字根岸

あずま南地区

新町名

根岸台三丁目

大字台

和光市

根岸台四丁目

根岸台八丁目

1:3,000